

阿賀野市条例第13号

阿賀野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

阿賀野市立幼稚園設置条例（平成16年阿賀野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市立認定こども園設置条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、阿賀野市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

第2条中「幼稚園の名称」を「認定こども園の名称」に改め、同条の表阿賀野市立安田幼稚園の項を削る。

第2条の2を次のように改める。

（認定こども園）

第2条の2 前条の認定こども園については、就学前保育等推進法第3条第1項の認定を受けた施設とする。

第3条第2号エを次のように改める。

エ 給食費 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した2号認定子どものみ 実費

第6条中「第3条第2号ア」を「第3条第2号ア（イ）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の阿賀野市立幼稚園設置条例の規定に基づく幼稚園の廃止に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。